# 南房総市学校給食センター調理等業務委託

企画提案実施要領

令和7年10月

南房総市教育委員会

## 目 次

| 第1 | 募集の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2       | 2 |
|----|--------------------------------------|---|
| 1  | 委託業務名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2       | 2 |
| 2  | 業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2       | 2 |
| 3  | 委託業務期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2        | 2 |
| 4  | 委託費の上限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2        | 2 |
| 5  | 委託施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2       | 2 |
| 6  | 委託者選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3      | 3 |
| 第2 | 企画提案に係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3    | 3 |
| 1  | 企画提案参加の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3      | 3 |
| 2  | 企画提案の手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・      | Į |
| 第3 | 審査に係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・     | 3 |
| 1  | 審査委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 3 |
| 2  | 審査項目及び評価内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・      | 3 |
| 3  | 審査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | ) |
| 4  | 契約候補者の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | ) |
| 5  | 審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | ) |
| 第4 | 業務の適正な実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | ) |
| 1  | 業務の一括再委託の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | ) |
| 2  | 個人情報保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ) |
| 3  | 守秘義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1        | 0 |
| 第5 | 業務の継続が困難となった場合の措置について・・・・・・・・・・・・1   | 0 |
| 1  | 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合・・・・・・1 | 0 |
| 2  | その他の事由により業務の継続が困難となった場合・・・・・・・・・・1   | 0 |
| 第6 | 問い合わせ先及び各種書類の提出先・・・・・・・・・・・・・・・1     | 0 |
|    |                                      |   |

#### 南房総市学校給食センター調理等業務委託企画提案実施要領

南房総市では、市内の市立小中学校、一部幼稚園の給食調理業務、配送業務に当たって、学校給食センターにおける学校給食が安全かつ衛生的に供給されるとともに、地場産物の活用に対し理解し推進について、より効率的、効果的に達成するため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者に業務委託することで、安全で安心な業務を期待するとともに、費用対効果の高い事業を執行することを目的として、その事業を委託する事業者を選定する。

#### 第1 募集の内容

1 委託業務名

南房総市学校給食センター調理等業務委託

- 2 業務内容
  - ① 物資の検収業務
  - ② 調理
  - ③ クラス別配缶業務
  - ④ 食器、食缶、調理器具の洗浄・消毒・保管業務
  - ⑤ コンテナ等の配送業務
  - ⑥ コンテナ等の洗浄・消毒業務
  - ⑦ 施設・設備の清掃及び日常点検業務
  - ⑧ 使用物品の管理及び修理業務
  - ⑨ 配送車の清掃業務
  - ⑩ その他前各号に付帯する業務
  - ※具体的な内容は、仕様書を確認してください。
  - ※献立作成、食材調達、給食会計、学校給食費徴収、施設設備の基幹に係る保守など の業務は含まれません。
- 3 委託業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

4 委託費の3年間の上限額

360,043,200円(消費税込み)

- 5 委託施設の概要
  - ① 南房総市内房学校給食センター

建 築 年 月:平成23年2月末

構造・面積:鉄骨造2階建て・1,098.64 ㎡

施設システム:ドライシステム方式(オール電化厨房)

配 食 校 数:中学校3校、小学校3校 食 数 / 日:令和7年度 870食程度

② 南房総市外房学校給食センター

建 築 年 月:令和4年2月末

構造・面積: 鉄骨造2階建て・1493.23 ㎡

施設システム:ドライシステム方式(電気、ガス、蒸気厨房)

配 食 校 数:中学校2校、小学校3校、幼稚園1園

食数/日:令和7年度 1,100食程度

※食数は予定です。

#### 6 委託者選定方法

企画提案書等による公募型プロポーザル方式

#### 第2 企画提案に係る事項

1 企画提案参加の要件

企画提案に参加できる者は、学校給食センター調理等業務委託を効果的かつ効率的に 実施できる法人であり、以下の全ての要件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 南房総市競争入札参加資格者名簿の「医療・医事・給食―学校・寮給食」に記載されている者。
- ③ 参加申込書の受付期限から受託候補者の決定までの間、南房総市工事等請負契約 等に係る指名停止等の措置要領(平成18年南房総市告示第101号)の規定に よる指名停止等の処分を受けていない者であること。
- ④ 学校給食法(昭和29年法律第160号)第1条に規定する目的に沿って、学校 給食が教育の一環であることを理解し、児童及び生徒のために安全な学校給食の 調理等を円滑に実施できる者であること。
- ⑤ 募集開始日から起算して過去3年間に千葉県内の学校給食実施団体、病院、福祉施設等において、給食調理数1施設1,000食/日以上の調理業務を元請として契約締結した実績のある者。
- ⑥ 製造物責任法(平成6年法律第85号)の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険(PL保険)に加入している者であること。
- ⑦ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なった日から2年を経過しない者
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第77 号)第2 条第2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑨ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされているもの(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、南房総市が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき再生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、南房総市が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
  - ウ 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づき破産手続開始の申立てがなされた

者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお 従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

#### 2 企画提案の手続等

#### (1) スケジュール

| 項目           | 日程                     |
|--------------|------------------------|
| ①実施要領等の      | 令和7年10月9日(木)~10月22日(水) |
| 公表・配布        |                        |
| ②参加申込書受付     | 令和7年10月9日(木)~10月22日(水) |
| ③実施要領等に関する   | 令和7年10月9日(木)~11月10日(月) |
| 質問受付         |                        |
| ④企画提案書受付     | 令和7年10月9日(木)~11月20日(木) |
| ⑤審査委員会       | 令和7年12月1日(月)又は2日(火)    |
| (プレゼンテーション)  | 节和7年12月1日(月) 又は2日(八)   |
| ⑥審査結果の発送     | 令和7年12月5日(金)           |
| ⑦提案・契約内容の精査、 | 令和7年12月上~中旬            |
| 契約締結         | 7747 千12万 上一十 リ        |

<sup>※</sup>参加する提案者の数により、審査日程は変わることがある。

#### (2)参加方法

企画提案に参加する意思のある者は、市ホームページから書式をダウンロードし、 令和7年10月22日(水)午後5時(必着)までに、下記書類を教育総務課給食係 あてに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申 し立てることはできない。

| ア | 参加申込書(様式1)   | 1 部 |
|---|--------------|-----|
| イ | 企業概要(様式2)    | 1 部 |
| ウ | 業務経歴書(様式3)   | 1 部 |
| エ | 業務実施体制 (様式4) | 1 部 |
| オ | 配置予定者調書(様式5) | 1 部 |

※千葉県内の学校給食実施団体、病院、福祉施設等において、給食調理数1施設1,000食/日以上の調理業務委託受託の、令和4年10月9日から令和7年10月8日までの契約実績を添付すること。

※令和7年10月24日(金)に参加資格審査をし、参加資格審査結果通知書(様式6)を用いて郵送にて結果を通知する。参加申込者が4者を超える場合は、第3の2 審査項目及び評価内容の一次審査により、3者程度を選出することとする。

#### (3) 募集内容等に係る質問書の受付及び回答

#### ① 質問票受付期間

令和7年10月9日(木)~令和7年11月10日(月)午後5時まで 午前8時45分~午後5時(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)

#### ② 質問票提出方法

企画提案に参加するにあたって質問事項がある場合は、必ず電話連絡をしてから、質問票(様式7)を教育総務課給食係あてに電子メールにファイル(ファイル形式は、MicrosoftWord とする。)を添付し提出すること。

千葉県南房総市教育委員会 教育総務課給食係

(〒299-2592 千葉県南房総市岩糸 2489 番地)

E-mail kyushoku@city.minamiboso.lg.jp

③ 回答

質問に対する回答は、参加者全員に令和7年11月11日(火)までにメールで回答する。

#### (4) 企画提案書等の提出

① 受付期間

令和7年10月9日(木)~11月20日(木)午後5時まで

② 提出書類(用紙規格: A4)

ア 企画提案書(様式8)

1 部

イ 提案書(任意様式)

8部(正本1部、副本7部)

※提案書は審査項目の評価基準、評価項目に沿って、わかりやすく作成すること。 (片面印刷15ページ以内、文字の大きさは12ポイント程度)

ウ 参考見積書

1 部

- ・3年間分(消費税込み)で提出すること。
- ・見積内訳書は、人件費、消耗品費、管理費、諸経費等を記載し添付すること。 また人件費には業務従事者の構成も記載すること。
- ・仕様書に基づき作成し、封入、封印のうえ提出すること。

提出方法 持参又は郵送

提出先 〒299-2592 千葉県南房総市岩糸 2489 番地 千葉県南房総市教育委員会 教育総務課給食係

#### • 3 企画提案参加に際しての留意事項

- (1) 契約に関する事項
  - ① 業務の目的達成のため必要な範囲において、受託候補者との協議により、仕様書の記載内容を修正・変更する場合がある。
  - ② 受託候補者と契約締結ができないと判断した場合は、次点者と契約締結に向けた 交渉を行うこととする。
- (2) 提出された企画提案書等の取扱い
  - ① 提出された企画提案書等は返却しない。
  - ② 市からの指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加 資料の提出は認めない。
  - ③ 参加者は、受託候補者決定前において、提出した企画提案書等を他の用途に使用したり公表したりする場合は、市の承諾を得るものとする。

#### (3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 提出された見積金額が提案上限額を超える場合

#### (4) 情報公開及び提供

プロポーザル実施に関する情報 (応募者から提出された資料を含む) は南房総市情報 公開条例 (平成 1 8 年南房総市条例第 1 0 号) に基づく公文書に該当するものであり、情報公開及び提供については、公開対象文書及び公開基準に基づき取り扱うものとする。「公開対象文書及び公開基準」 凡例 〇:開示  $\triangle$ :部分開示 (注 1) ×:不開

示

|               |                | 受託候  | 受託候補者決定後    |       |               |    |  |
|---------------|----------------|------|-------------|-------|---------------|----|--|
|               |                | 補者決  | (注2)        | ,,,,, |               |    |  |
| <br>  対象文書の名称 |                | **** | 定前          | 受託候   | 非受託           | 根拠 |  |
| 7,3,7         | E 4220 (b).    | (注2) | 補者に         | 候補者   | IX IX         |    |  |
|               |                | (注3) |             | に係る   |               |    |  |
|               |                | (狂び) | の           | もの    |               |    |  |
|               |                |      |             |       | 非受託候補者に関しては、  |    |  |
|               |                |      |             |       | 市ホームページ及び情報公開 |    |  |
| 提案事業者名        | <b>7</b><br>   | ×    | 0           | ×     | 請求においても条例第6条第 |    |  |
|               |                |      |             |       | 4号アの法人不利益情報に該 |    |  |
|               |                |      |             |       | 当するため不開示とする。  |    |  |
|               |                |      |             |       | 条例第6条第2号の個人が  |    |  |
|               | 参加申込書<br>(公募型) | ×    | Δ           | Δ     | 識別される情報及び、条例第 |    |  |
|               |                |      |             |       | 6条第4号アの法人不利益情 |    |  |
|               |                |      |             |       | 報の有無で判断する。    |    |  |
|               | 企画提案書          |      | Δ           | ×     | 非受託候補者に関しては、  |    |  |
|               |                |      |             |       | 市ホームページ及び情報公開 |    |  |
|               |                | ×    |             |       | 請求においても条例第6条第 |    |  |
| 事業提案に         |                |      |             |       | 4号アの法人不利益情報に該 |    |  |
| 関する書類         |                |      |             |       | 当するため不開示とする。  |    |  |
|               |                |      |             |       | 非受託候補者に関しては、  |    |  |
|               | 平分件制力          |      |             |       | 市ホームページ及び情報公開 |    |  |
|               | 受注体制文          | ×    | $\triangle$ | ×     | 請求においても条例第6条第 |    |  |
|               | 書              |      |             |       | 4号アの法人不利益情報に該 |    |  |
|               |                |      |             |       | 当するため不開示とする。  |    |  |
|               |                |      | Δ           | Δ     | 条例第6条第4号アの法人  |    |  |
|               | 見積書等           | ×    |             |       | 不利益情報の有無で判断す  |    |  |
|               |                |      |             |       |               |    |  |

|                   | T                 | <u> </u>                 | T            |             | 1              |  |  |
|-------------------|-------------------|--------------------------|--------------|-------------|----------------|--|--|
|                   |                   |                          |              |             | る。             |  |  |
|                   |                   |                          |              |             |                |  |  |
| 法人の資格             | 会社組織図、            |                          |              |             | 非受託候補者に関しては、   |  |  |
| に関する書             | 会社概要              |                          |              |             | 市ホームページ及び情報公開  |  |  |
| 類                 |                   | ×                        |              | ×           | 請求においても条例第6条第  |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | 4号アの法人不利益情報に該  |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | 当するため不開示とする。   |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | 条例第6条第2号の個人が   |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | 識別される情報及び、条例第  |  |  |
|                   | 財務諸表等             | ×                        | $\triangle$  | $\triangle$ | 6条第4号アの法人不利益情  |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | 報の有無で判断する。     |  |  |
| 仕様書、実施            | L                 | 0                        | (            | )           | —              |  |  |
| 事業者を選定            | , , , ,           |                          |              |             |                |  |  |
|                   | 子 るためい<br>野査の視点、配 |                          |              |             | _              |  |  |
| 点及び評価の            |                   |                          |              | -           |                |  |  |
| 711 ДД С ДТ ПД Ф. | <u></u> ,         |                          |              |             | 審査結果は、受託候補者決   |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | 定後、各審査委員の評価状況  |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | 及び非受託候補者が特定で   |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | ない形での公表とする。    |  |  |
| <br> 審査結果         |                   | $  \times   \triangle  $ |              | \           | また、提案事業者に対して   |  |  |
| 田旦加入              |                   | , ,                      |              |             | は、自己の評価結果を審査項  |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | 目に応じて各審査委員の評価  |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | 状況が特定できない形で情報  |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | 提供することができる。    |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | 公務員(県職等も含む)以   |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | 外の委員名は条例第6条第2  |  |  |
| 委員名簿              |                   | ×                        |              | 7           | 号の個人が識別される情報の  |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | ため不開示とする。      |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | 提案事業者に関して、自己   |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | の議事内容の記録について   |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | は、情報提供することができ  |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | る。それ以外の公開請求は条  |  |  |
| 審査委員会             |                   |                          |              |             | 例第6条第2号の個人が識別  |  |  |
|                   |                   |                          | 1 4217 11311 |             | される情報及び、条例第6条  |  |  |
|                   | 議事内容の             | ×                        | _            | \           | 第4号アの法人不利益情報の  |  |  |
|                   | 記録                | . ,                      |              | _           | 有無で判断する。       |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | また、発言者名については、  |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | 条例第6条第5号の率直な意  |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | 見交換若しくは意思決定の中  |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | 立性が損なわれるおそれがあ  |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | るため、すべて不開示とする。 |  |  |
|                   |                   |                          |              |             | シルツ、ナーマイカかにする。 |  |  |

(注1) 「△:部分開示」とは、条例第7条によるものとする。

- (注2) 契約締結前は条例第6条第5号に該当し、選定に関する情報であり選定の適正な 遂行に支障を及ぼすと認められたものは、不開示とする。
- (注3) 辞退者に係る情報はこの基準の対象とせず、条例に基づき、開示の可否について 判断する。

#### 【参考】「情報公開及び情報提供」記載例

プロポーザル実施に関する情報(参加者から提出された資料を含む。)は、南房総市情報公開条例(平成18年南房総市条例第10号)に基づく公文書に該当するものであり、情報公開及び情報提供については、公開対象文書及び公開基準に基づき取り扱うものとする。

「公開対象文書及び公開基準」を記載すること。

#### 【参考】情報提供内容(市ホームページ掲載内容)

ア 受託候補者決定前:実施要領、仕様書、評価基準、様式等

イ 受託候補者決定後:業務名、業務概要、所管課の名称、特定した受託候補者の商号 及び名称、その他必要事項

#### (5) その他

- ① 参加申込書又は企画提案書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式9)を提出しなければならない。
- ② 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

また、参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

#### 第3 審査に係る事項

- 1 審查委員会
- (1) 開催日時

令和7年12月1日(月)又は2日(火) (日時については、後日、企画提案参加者に通知する。)

(2) 開催場所

南房総市役所富浦本庁舎 本館 2階 第1会議室 所在地: 千葉県南房総市富浦町青木 28番地

- (3) 企画提案発表 (プレゼンテーション) の所要時間
  - 30分程度

(1事業者につき20分以内の提案、10分程度の質疑応答がある)

(4) 発表者

出席者は、3名以内とする。

- (5) 注意事項
  - ① 各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。
  - ② プレゼンテーション参加者は他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
  - ③ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはしない。
  - ④ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の事務局受付順とする。
  - ⑤ プロジュクター、接続ケーブル(HDMIケーブル)及びスクリーンは本市が用意する。

※その他必要な機器(PC等)及び機材は提案者が用意すること。

#### 2 審査項目及び評価内容

| 豆八  | 審査区分  | 酉己   | 点     | 評価基  | 備考             |
|-----|-------|------|-------|------|----------------|
| 区分  | 番宜区分  | 一次   | 二次    | 準    |                |
| 技術点 | 信用状況  | 2 点  | 2 点   | 別紙1  | 二次審査に一次審査の得点を反 |
|     |       |      |       |      | 映              |
|     | 経営状況  | 3 点  | 3 点   | 別紙1  | 二次審査に一次審査の得点を反 |
|     |       |      |       |      | 映              |
|     | 実績状況  | 10 点 | 10 点  | 別紙1  | 二次審査に一次審査の得点を反 |
|     |       |      |       |      | 映              |
| 合計  |       | 15 点 |       | 1    |                |
| 技術点 | 企画提案書 |      | 55 点  | 別紙 2 |                |
|     | に対する評 |      |       |      |                |
|     | 価     |      |       |      |                |
| 価格点 | 価格の適正 |      | 30 点  | 別紙1  |                |
| 合計  |       |      | 100 点 | _    |                |

#### 3 審查方法

(1)審査は、市職員と外部委員で構成する「南房総市学校給食センター調理等業務委託 に関するプロポーザル審査委員会」(以下、審査委員会)が行う。

なお、受託候補者の選定にあたっては、審査項目及び評価内容(第3の2審査項目 及び評価内容)に基づき、提出書類及び企画提案参加者によるプレゼンテーション内 容の審査を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事 業の実施能力等を評価、採点し、審議のうえ選定する。ただし、参考見積書の提示金 額が第1の4で示す委託費予算額(360,043,200円)の上限を超えている 場合、予算額の66.7%を下回る場合は、その企画書は審査から除外する。

(2)審査項目の評価基準については、別紙1,2のとおりとし、書類審査分は事務局が、 ヒアリング・プレゼン分は審査委員会が評価点数を算出する。

#### 4 受託候補者の選定

- (1)事務局・審査委員会が算出した二次審査の評価得点を合計(以下「合計平均得点」 という。)し、評価点数の満点の6割(60点)を基準点とし、基準点以上のものを 受託候補者選定の要件とする。
- (2)加えて、別紙2審査項目の評価基準企画提案書に対する評価の各審査項目にて、「D」 以下の点数が1つでも付された場合は、受託候補者としての適格性を審査委員で協議 するものとする。

協議の結果、受託候補者として相応しくないと判断された場合は失格とする。

(3)上記(1)(2)の要件を満たした受託候補者が複数あったときは、合計平均得点による判定及び順位付け判定による受託候補者を選定する。各判定方法に順位に変動がないか確認し、変動する場合は、順位付け判定により1位となった者を受託候補者として選定する。合計平均得点が最も高い者が2者以上ある場合は、順位付け判定において1位の獲得数が多い順に上位とする。1位の獲得数が同数の場合、順に2位、3位と獲得数の多い者から上位とする。順位の獲得数がいずれも同数の場合は、委員

による多数決により受託候補者を選定する。また、企画提案参加者が1者のみの場合でも審査基準に従い審査を行い、基準点を満たした場合は、受託候補者とする。

#### 5 審査結果と通知

審査結果は選定後、速やかに参加者にプロポーザル審査結果通知書(様式10)にて通知する。ただし、審査結果については異議の申し立ては受け付けない。なお、受託候補者とならなかった方は、結果について説明を受けることができる。その場合は、令和7年12月12日(金)までに、その旨を記載した書面を事務局に提出すること。

#### 第4 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

#### 2 個人情報保護

受託者が学校給食センター調理等業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、「南房総市個人情報保護条例」(平成18年南房総市条例第11号)、市長が取り扱う個人情報に関する「南房総市個人情報保護条例施行規則」(平成18年南房総市規則第11号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

#### 3 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

#### 第5 業務の継続が困難となった場合の措置について

市と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の取消しができる。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

#### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力、市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは協定の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、受託者は必要なデータ等を遅滞なく市に提供することとする。

第6 問い合わせ先及び各種書類の提出先 〒299-2592 千葉県南房総市岩糸 2489 番地 千葉県南房総市教育委員会教育総務課給食係 TEL 0470-46 - 2966 FAX 0470-46-4059 E-mail kyushoku@city.minamiboso.lg.jp

### 別紙1 審査項目1から3の評価基準

信用状況・経営状況・価格の適正に対する評価

| 評価       |  | 評価の着眼点   | 評価の語                   | 割合  |
|----------|--|--|------------------------|-----|
| 項目       |  | 判定基準   |                        | 小計  |
| 1. 信用状況  | 過去3年以内に<br>食品衛生法(昭<br>和22年法律第<br>233号)の規<br>定による営業停<br>止処分 | 過去3年以内の営業停止処分の状況で評価<br>する。<br>①営業停止処分を受けていない。<br>②営業停止処分を受けている。  | ①= 2<br>②= 0           | 2   |
| 2        |  | 直近の流動比率を下記の順位で評価する。  |                        |     |
| 経営状況     | 流動比率   | ① 100%以上<br>② 100%未満   | ① = 3<br>② = 1         | 3   |
| 3. 実績状況  | 給食調理等の実<br>績   | 給食調理業務等の実績状況で評価する。 ① 学校給食調理等業務を受託した実績がある。 ② 学校給食以外の給食調理業務受託実績と 千葉県外の学校給食調理業務を受託した 実績がある。 ③ 学校給食以外の給食調理業務の受託実績 がある。 | ①= 1 0<br>②= 5<br>③= 3 | 10  |
| 4. 価格の適正 | 見積価格   | 見積価格を以下の方法により点数化する。<br>評価点=(最低見積価格÷見積価格)×配点<br>(30点)<br>小数点第二位以下切り捨てとする。   |                        | 3 0 |
|          |  | 4 5 点  | 満点                     |     |

別紙2 審査項目4の評価基準

企

### 画提案書に対する評価

| 四灰采音に刈りる        | D H I IIM  | 評価基準点 |         |    |    |    |  |
|-----------------|--|-------|---------|----|----|----|--|
|                 |  | Α     | В       | С  | D  | E  |  |
| 評価項目            | 評価事項   | 極め    | 良好      | 普通 | かか | 不十 |  |
|                 |  | て     |         |    | 不十 | 分  |  |
|                 |  | 良好    |         |    | 分  |    |  |
| 1. 基本方針         | 学校給食への基本的な考え方  | 5     | 4       | 3  | 2  | 0  |  |
|                 | 安心で安全な給食の提供、<br>業務内容の的確な把握   | 5     | 4       | 3  | 2  | 0  |  |
| 2. 給食運営         | 調理従事者の健康管理、衛生管理の徹底、ドライ方式運用の実績  | 5     | 4       | 3  | 2  | 0  |  |
| 3. 危機管理等の<br>状況 | 衛生管理・食中毒・防災対策マ<br>ニュアル等の整備   | 5     | 4       | 3  | 2  | 0  |  |
|                 | 災害等で給食センターが稼働<br>できない場合の対応   | 5     | 4       | 3  | 2  | 0  |  |
| 4. 災害時の対応       | 給食センターを活用し避難所<br>に食事を提供することになっ<br>た場合の対応   | 5     | 4       | 3  | 2  | 0  |  |
| 5. 雇用職員         | 地域住民の雇用につながる職<br>員の募集  | 5     | 4       | 3  | 2  | 0  |  |
|                 | 業務責任者の調理従事者及び<br>配送運転手への適正な指導・監<br>督体制   | 5     | 4       | 3  | 2  | 0  |  |
| 6. 業務の遂行        | 「日本一おいしい学校給食」の<br>ため、適正な人員配置をし、調<br>理指示書を順守し、衛生管理基<br>準等に基づき時間内に丁寧で<br>確実な調理作業の遂行、安全な<br>運転と確実な配送の遂行 | 10    | 8       | 6  | 2  | 0  |  |
|                 | 欠員が生じたときの交代要員<br>の対応   | 5     | 4       | 3  | 2  | 0  |  |
|                 |  | Ę     | 5 5 点満, | 点  |    |    |  |